

## 2 全国の実施状況

### ① 地域包括支援センターの運営状況等について

#### 地域包括支援センターの運営状況等について

全国の自治体に対し、平成18年4月末時点の地域包括支援センターの運営状況及び介護予防事業の実施状況に関する調査を実施した。回収率は100%であった。

### 1. 地域包括支援センターの設置状況について

#### (1) 地域包括支援センター（以下「センター」）設置数について

(※保険者数1,690)

- センター設置数 3,436箇所
- 設置保険者数 1,483保険者（保険者の87.8%が設置）
- 未設置保険者数 207保険者

#### ○未設置の理由（207保険者の複数回答）

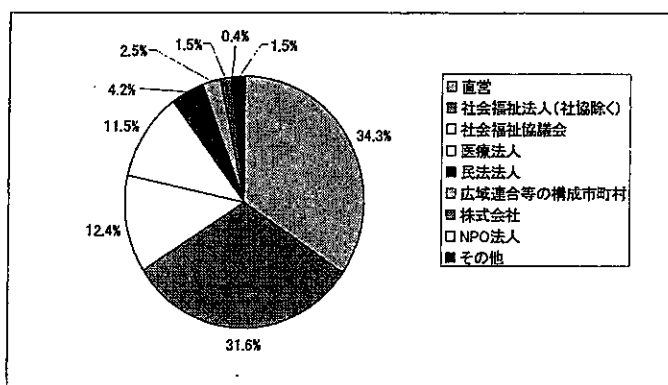
ア 専門職の確保ができなかった	115
イ 新予防給付の事業所の確保ができなかった	35
ウ その他	87

- 昨年6月に行った自治体の意向調査では、平成18年度中に設置する予定の自治体は65.2%であったが、今回の調査結果では、保険者の87.8%が設置。

## (2) 設置主体と委託の状況について

○センター設置数3,436箇所のうち、直営は1,179箇所(直営率34.3%)  
委託は2,257箇所(委託率65.7%)

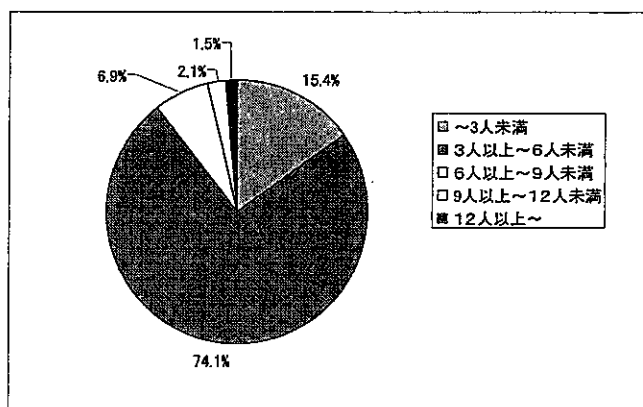
○内訳は、以下のとおりとなっている。



委託先	箇所数	割合
直営	1,179	34.3%
社会福祉法人(社協除く)	1,085	31.6%
社会福祉協議会	427	12.4%
医療法人	396	11.5%
民法法人	146	4.2%
広域連合等の構成市町村	86	2.5%
株式会社	50	1.5%
NPO法人	14	0.4%
その他	53	1.5%
合計	3,436	100.0%

## (3) 職員の設置状況について

○1センターあたりの職員の配置状況(センター長、事務職員等除く)は、以下のとおりとなっている。



人数	箇所数	割合
12人以上	52	1.5%
9人以上~12人未満	73	2.1%
6人以上~9人未満	236	6.9%
3人以上~6人未満	2,546	74.1%
3人未満	529	15.4%
合計	3,436	100.0%

**(4) 介護予防支援実施状況について** (平成18年4月末時点)

○センター1カ所当たりの介護予防支援実施人数・・・・・・・・・・18.0人

○介護予防支援実施人数のうち、一部を指定居宅介護支援事業所に委託している割合は、71.5%

(介護予防支援実施人数61,700名中、委託人数は44,119名)

**(5) 運営協議会の状況について**

○平成18年度の運営協議会開催数(予定含む)の状況については、概ね2回から4回開催する予定のところが多いが、一部には5回以上の開催や現在検討中のところもある。

○運営協議会の構成員数については、概ね10人前後のところが多いが、一部には20人を超えるところもある。

**2. 介護予防事業関連について** (※市町村数1,842)

**(1) 特定高齢者の把握について**

	市町村数	全市町村数に対する割合
既に特定高齢者の把握を開始している市町村数	1,273	69.1%
まだ特定高齢者の把握を開始していない市町村数	569	30.9%

**(2) 基本健康診査(生活機能評価を含む)について**

	市町村数	全市町村数に対する割合
基本健康診査(生活機能評価)の通年実施をH18年度中に開始する市町村	1,182	64.2%
・4月～6月に通年実施を開始	730	39.6%
(再掲)・7月～9月に通年実施を開始	371	20.2%
・10月～12月に通年実施を開始	73	4.0%
・1月～3月に通年実施を開始	8	0.4%
調整中	660	35.8%

### (3) 介護予防事業について

#### ○通所型介護予防事業

	市町村数	全市町村数に 対する割合
運動器の機能向上	1,690	91.7%
栄養改善	1,289	70.0%
口腔機能の向上	1,226	66.6%

#### ○訪問型介護予防事業

	市町村数	全市町村数に 対する割合
運動器の機能向上	516	28.0%
栄養改善	901	48.9%
口腔機能の向上	582	31.6%
閉じこもり予防・支援	1,202	65.3%
認知症予防・支援	1,048	56.9%
うつ予防・支援	1,083	58.8%

#### ○介護予防一般高齢者施策

	市町村数	全市町村数に 対する割合
パンフレット等の作成・配布	1,269	68.9%
講演会等の開催	1,056	57.3%
地域活動組織の育成及び支援	901	48.9%
ボランティア等の育成	686	37.2%
介護予防の記録等を管理するための媒体（介護予防手帳）の作成・配布	543	29.5%
イベント等の開催	384	20.8%
その他	597	32.4%

(参考)

## 介護予防事業の体系

### 1 介護予防特定高齢者施策

主として要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる65歳以上の者(特定高齢者)を対象として、要介護状態等となることを予防するための取組を実施する。事業の種類は、次のとおり。

#### (1) 特定高齢者把握事業

特定高齢者を選定するための事業。

平成18年度及び19年度においては、老人保健法に基づく基本健康診査において、特定高齢者を早期に把握するための健診(生活機能評価)を実施することとしているが、平成20年度以降は、特定高齢者把握事業において実施する予定。

#### (2) 通所型介護予防事業

特定高齢者を対象に、通所形態により、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のプログラムを実施する事業。

#### (3) 訪問型介護予防事業

特定高齢者を対象に、保健師等が居宅を訪問し、必要な相談・指導等を実施する事業。

#### (4) 介護予防特定高齢者施策評価事業

介護予防特定高齢者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る事業。

### 2 介護予防一般高齢者施策

65歳以上のすべての者及びその支援のための活動に関わる者を対象として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施する。事業の種類は、次のとおり。

#### (1) 介護予防普及啓発事業

パンフレットの作成・配布、講演会や相談会等の開催、介護予防に関する記録等を管理するための媒体の配布等を通じて、介護予防に関する知識の普及・啓発を実施する事業。

#### (2) 地域介護予防活動支援事業

ボランティア等の育成・支援、地域活動組織の育成・支援等を通じて、地域における介護予防に資する活動の推進を図る事業。

#### (3) 介護予防一般高齢者施策評価事業

介護予防一般高齢者施策の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る事業。

